

東大阪市西防火協力会規約

第1章 総則

第1条 本会は、東大阪市西防火協力会と称する。

第2条 本会の事務局は、東大阪市西消防署に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、東大阪市管内の無火災を目標に、自主積極的に火災予防の徹底強化を図り、市民の警火思想の普及、併せて東大阪市西消防署及び消防局の各般の施策の推進に協力することをもって目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

火災予防宣伝
防火安全及び危険物災害防止の知識の普及
部会の育成
消防関係法規の周知徹底
消防力の強化並びに消防研究に対する協力
消防業務に功績のあった者に対する表彰
会員相互の親睦
その他必要と認める事項

第3章 会員

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する企業若しくは団体等をもって組織する。

2 会員として入会しようとする者は、様式1の会員入会同意書を会長あて提出するものとする。

第6条 会員は、次号により会費を納入しなければならない。

会費の納入は原則として、本会指定の金融機関に振り込みとする
会費は年会費とし、一口10,000円、1口以上6口以下とする。

第7条 会員は、様式2の退会届を会長あてに提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものと見なす。

企業若しくは団体等が廃業、解散したとき
会費を2年以上滞納したとき

第8条 会員にして次の各号に該当する変更等があったときは、様式3の「変更届」を提出すること。

年会費の口数を変更するとき
代表者が交代したとき
社名に変更があったとき

所在地に変更があったとき

電話番号、FAX 番号、メールアドレスに変更があったとき

2 会員をして会員の証明が必要とするときは、様式 4 の「会員証明願出書」を提出すること。

3 前項の願い出があったとき会長は、様式 5 の「会員証明書」を交付するものとする。

第 4 章 組織及び役員

第 9 条 本会の目的達成のため、本会会員からなる危険物安全部会と自衛消防隊連合会の部会を置く。

ただし、部会の運営は、部会会則によってこれを定める。

2 前項のほか、第 16 条第 3 号の理事会（以下「理事会」という。）の審議により必要と認めた場合は、総会の議決を経て部会を置くことができる。

第 10 条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 3 名

常任理事 若干名

会計理事 2 名

監 事 2 名

理 事 若干名

第 11 条 役員を選任は、次によるものとする。

会長は、総会において承認された者とする。

副会長、会計理事、監事は、常任理事の中から会長が指名し、総会の承認後、委嘱する。

常任理事は、理事の中から会長が指名し、総会の承認後、委嘱する。

理事は、本会への貢献度等を考慮して会長が指名し、総会の承認後、委嘱する。

第 12 条 役員任期は、2 年とする。ただし、選任されてから次の役員選出までの期間とし、重任を妨げない。

第 13 条 役員に欠員が生じたときは、その者が所属する団体の後任者が、当該役員の残任期間に限りその職を引き継ぐ。ただし、会長にあっては第 14 条第 2 号による。副会長、会計理事、監事にあっては次項に述べる。

2 副会長、会計理事、監事に欠員が生じたときは、欠員とする。ただし、会の運営に支障があると認めるときは、第 11 条第 2 号により会長が指名し、残任期間においてその任に当たらせる。その場合、直近に開催す

る総会において承認を求めるものとする。

第 14 条 会長は、会議の議長であり、本会を代表して一切の事務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 常任理事は、第 16 条に定める会議に出席して会務を審議する。

4 会計理事は、本会の会計を管理する。

5 監事は、本会の事務事業執行に関すること及び会計を監査する。

6 理事は、第 16 条第 3 号に掲げる会議に出席して会務を審議する。

第 15 条 本会に顧問、相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推せんにより会長がこれを委嘱する。

第 5 章 会議

第 16 条 本会の運営を円滑にするため、次の会議を開くものとする。

総会

常任理事会

理事会

2 本会の会議は、2 分の 1 の出席で成立し、出席者の過半数で決議するものとし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 17 条 総会は、理事会の審議を経て、毎年度 5 月末日までに開催する。ただし、会長が必要と認めたときは理事会の審議を経て臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議、承認する。

事業計画並びに収支予算及び決算

会則、事業の改廃

役員の選任及び解任

本会の解散

その他本会の運営に関し重要な事項

第 18 条 常任理事会は、常任理事で構成され、会長が必要と認めたときに開催するものとする。

2 常任理事会は、総会の承認した事項の執行に関する事項及びその他総会の承認を要しない業務に関し、審議する。

3 理事会は、常任理事及び理事で構成され、総会に諮るべき事項を議決し、総会に提案する。

第 19 条 緊急事案のため、常任理事会、理事会（以下、「常任理事会等」という。）を招集するいとまのない場合及び簡易な事案については、会長は副会長に図りこれを処理することができる。ただし、その内容については次の常任理事会等に報告するものとする。

第 20 条 東大阪市西消防署長は、会議に出席し会員の諮問に答え意見を述べる
ことができる。

第 21 条 本会の事務を処理するため、事務局長の他、書記 1 名を置くことがで
きる。

第 6 章 会計

第 22 条 本会の運営資金は、会費及びその他の収入をもってこれに充てるもの
とする。

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 雑則

第 24 条 本会には、会員名簿、役員名簿、諸記録簿並びに会計関係書類その他
必要な簿冊を置く。

第 25 条 この規約の定めのほか必要なものは、理事会による議決により細則を
定めることができる。

付則 本規約は、昭和 21 年 12 月 1 日より施行する。

付則 本規約は、昭和 48 年 5 月 21 日より施行する。

付則 本規約は、昭和 50 年 6 月 13 日より施行する。

付則 本規約は、昭和 53 年 7 月 6 日より施行する。

付則 本規約は、昭和 62 年 5 月 28 日より施行する。

付則 本規約は、平成 2 年 5 月 5 日より施行する。

付則 本規約は、平成 5 年 5 月 25 日より施行する。

付則 本規約は、平成 15 年 5 月 25 日より施行する。

付則 本規約は、令和 3 年 5 月 25 日より施行する。

付則 本規約は、令和 5 年 5 月 22 日より施行する。

付則 本規約は、令和 6 年 5 月 27 日より施行する。